

障害のある人の尊厳と権利保障

特集

障害のある人の尊厳と発達保障

河合隆平

要旨

障害の重い子どもの教育実践に焦点を当て、発達保障の実践と理論のなかで障害のある人の尊厳をめぐる問題がどのように認識されてきたのかを整理し、アクセル・ホネットの承認論を手がかりとして、障害のある人の尊厳を実現する社会を形成するための課題を論じた。障害のある人の尊厳は、その人と周りの人とのあいだに立ち現れる。重い障害のある子どもの内面への共感と人格を承認する関係は、対象理解と教育実践に対する反省的な契機がなければ成立しない。障害のある人の存在が確かめられ、社会的承認を獲得する主体となるためには、障害のある人に合った生活と教育が具体的に保障されなければならない。

キーワード 障害の重い子ども、尊厳、承認、発達保障

はじめに

厚生労働省は、2010年1月に障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と交わした「基本合意文書」の冒頭で、障害のある人びとの実態やねがいを十分に把握せずに立法化と法の施行を急いで「応益負担」の仕組みを導入したことで「障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明する」と述べた。「人間としての尊厳」とは、個人の資質や能力の有無にかかわらず、そこに存在していることを唯一の根拠として無条件に尊重されるその人の価値である。それでは「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた」とは、どのような事態をさすのか。

かわい りゅうへい
金沢大学 人間社会学域

ここで、埼玉の「みぬま福祉会」の仲間たちが「障害程度区分調査」に臨んだときの経験を参照する。「障害程度区分」の評価結果は事業所の報酬額や職員配置数に直接影響し、このときも最大1億円の減収が予想された。職員たちは仲間とともに「洗面は自分で洗っても介助者がやり直す場合は一部介助でなく全介助になる」ことなどを理解する事前学習をしながら、仲間が調査マニュアルに沿って答えることができるように備えたという。そうして迎えた調査当日のことである。

マニュアルを学習し調査にのぞんだ仲間は、自分ができないと主張することがみんなのためになると信じ、何を聞かれても「僕はできない」と答えていました。それを聞き、一緒にいた職員はつらくて泣き出した気持ちになり、思わず「こんなことができるんです」と伝え直しますが、それでもその仲間は「できない」と答えたそうです。ある母親は、「できない」と答え続けるうちに、生まれてから懸命に育ててきた記憶で頭がいっぱいになり、「できない」

と答えることができなくなると話してくれました。別の母親は、最も重い結果が出たと聞いて、よかったと思わずガッツポーズをしましたが、廊下に出たとたん、泣き崩れてしまいました¹⁾。

応益負担による日額報酬制や障害程度区分の矛盾や悪影響をどうにか食い止めようとの現場の抵抗と努力により従来の収入水準は確保されたが、「障害者が生きていること自体を否定する制度への怒り」は抑えようもない。仲間や母親たちから繰り返される「できない」との言葉には「生活史的な義憤²⁾」がにじむ。みぬま福祉会からは3名の仲間が違憲訴訟の原告となった。

こうした障害者自立支援法をめぐる仲間たちの経験の一端から導かれるのは、次のようなことである。障害のある人びとの「尊厳」が問われるのは、本人の承認が毀損され、権利が侵害されるというように「尊厳を深く傷つけ」る具体的状況においてであるということ。「尊厳」とは、個人の内奥にその存在が確かめられるというよりも、他者との相互関係や社会的諸関係のなかで立ち現れるということである。そうだとすれば、障害のある人の尊厳を問うことは障害のある人との関係性を問うことであり、尊厳が大切にされるためには障害のある人の生存と発達を保障する実践の質とこれを支える社会的・物質的な条件が吟味されなければならない。障害のある人の尊厳を傷つけることは、本人だけではなく、家族や職員をはじめ、本人とともに生きようとねがう人びとの尊厳を傷つけることでもあるといえる。

これらをふまえて本稿では、障害の重い子どもの問題に焦点を当てて、発達保障の実践と理論において障害のある人の尊厳をめぐる問題がどのように認識されてきたのかを整理し、障害のある人の尊厳を実現する社会を形成するために求められることを考える。さしあたり障害の重い子どもの教育（療育）実践の成り立ちに即して、障害のある人の内面をとらえながら尊厳を実現する努力がどのようになされてきたのかを明らかにすること

から始める。続けて障害のある人の尊厳や要求を抑圧する状況に棹さすことになりかねない「障害=個性」論や「あるがまま」論への批判をおさえる。最後にアクセル・ホネットの承認論を手がかりとして、発達保障における「承認をめぐる闘争」のあり方をおさえながら、障害のある人びと自身が尊厳ある社会をつくる主体として生きることがを展望する。

1 障害の重い子どもの尊厳を実現する

(1) 「笑顔の獲得」と「発達に必要な関係」

重症心身障害児施設びわこ学園の療育実践を記録した映画『夜明け前の子どもたち』(1968)のハイライトシーンとして有名な「シモちゃん的笑容」。目も見えず、耳も聞こえず、度重なる発作と闘いながら日常を過ごすシモちゃん³⁾。そんな彼には「基準看護」体制のもとで、ベッドに寝たままの状態ですりやしのケアがなされ、入浴もそのままの姿勢でなされていた。やがて職員たちは「寝たきりの重症児」といわれるシモちゃんの側に視点を移していくことで働きかけの糸口を探り当てていく。

寝たきり、ねたきり、ネタキリ……。これはどういうことなのか。できることは「寝ている」ことだけだろうか。「寝かされている」ことだけだろうか。寝かされきりは心も寝かされきりになっているのではないだろうか。どこから心の窓を開いていくのか。どこから外界とのつながりをつけていくのか。ベッドから下へ移してみようか。外へ出してみようか。いろいろな音を聞かせようか。手にはなにか持たせようか――。

そうした見方に対して「なんのためにそんなことをするのか。動かして熱を出したらどうするのだ」との疑問の声も出されたという。身体の安静と清潔を保ち、消化のよい食事を与えるほうが、シモちゃんを「よりよい状況」にするには余程に